

環境影響評価審査書

47 南足柄都市計画工業団地造成事業南足柄東部工業団地造成事業

I 総括事項

南足柄都市計画工業団地造成事業南足柄東部工業団地造成事業（以下「本件事業」という。）は、南足柄市和田河原字向河原1038番地ほか19.6ヘクタールの土地（以下「実施区域」という。）において、工場用地の整備を行い、地域住民の雇用の場の確保と職域の拡大を促進することを目的として、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づき実施するものである。

実施区域及び周辺は、平成2年12月の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しの折に、58.1ヘクタールが住居・工業系の土地利用を図る区域として、計画的な市街地整備事業の具体化が確実にされた段階で市街化区域に編入される区域（いわゆる「特定保留区域」）に位置づけられている。本件事業は、この特定保留区域のうち工業系に位置づけられた23.8ヘクタールの一部の工業専用予定区域19.6ヘクタールについて、今回実施されるものである。なお、本件事業は都市計画法に基づき都市計画に定めようとする事業であるため、神奈川県環境影響評価条例に基づく事業者は、本件事業を都市計画に定めようとする神奈川県知事となるが、実際に実施するのは事業実施予定者である神奈川県公営企業管理者である。

実施区域は、南足柄市の東部の小田原市、開成町との市町境近くに位置し、南北に流れる要定川とその西側を走る市道沼田・班目線に挟まれた水田地帯の一画にある。

実施区域及び周辺の土地利用状況は、主として水田による稲作栽培が行われており、その中に宅地が点在している。また、実施区域の北側に接して南足柄市体育センターが立地している。

足柄平野に位置する実施区域一帯は、箱根山地、丹沢山地、大磯丘陵等を望む優れた景観を有し、また大気が清浄で良好な環境が保たれ、地下水も豊富な地域である。県が、神奈川の環境の保全と創造を進めるためのガイドラインとして策定した「かながわ環境プラン」によると、実施区域の位置する足柄平野地区においては、「田園景観などを生かしたまちづくり」、「河川沿岸に点在する工場等の緑化」などを環境づくりの重点として示している。

本件事業はこのような地域に工業団地を造成するものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一に、周辺環境に配慮した緑化計画を立てることである。

実施区域周辺の要定川から酒匂川一帯は田園が広がり、平成3年には、かながわ探鳥地50選に選定されている。また、実施区域の西側及び南側は将来住宅地となることが予定されているところであり、立地企業からの影響を和らげるため、これらに配慮した緑化計画を立てる必要がある。この緑化計画に当たっては、工場用地外周に極力広く緩衝緑地を確保するよう検討するとともに、実施区域に計画される公園の整備に当たっては、樹木を主体とした緑地空間や水辺を確保し、鳥類に配慮した植栽を行う必要がある。

第二には、景観への配慮である。

足柄平野から西側の眺望は、明神ヶ岳から矢倉岳に連なる山並みとその遠方に富士山が眺望できる優れた景観を呈している。実施区域周辺には高層の建物がなく田園的土地利用がなされていることもあって広々とした空間が展開している。このような地域において今後建設される建築物が景観に影響を及ぼすことのないように、建築物の高さや色彩などについて検討を行い、その結果を踏まえ立地企業に対して指導する必要がある。

第三には、立地企業による大気及び地下水汚染の防止対策である。

実施区域周辺は、二酸化硫黄や二酸化窒素に係る環境基準値を満足している大気の清浄な地域である。この環境を維持するため、立地企業に対しては硫酸化物等の排出量を低減させる方策について指導する必要がある。また、地下水についても、実施区域周辺の市町においては、生活用水や産業用水等に利用されていることから、今後立地する企業における多種類の化学物質の使用が、地下水汚染を生じさせることのないよう十分指導する必要がある。

このほか、本件事業は造成事業であるため、立地想定業種等を基に工場敷地の造成計画を立て予測評価を行っているが、事業実施予定者は、土地造成が完了し、土地分譲後には、立地企業の事業活動とは直接関係がなくなるため、予測評価した内容についての担保性がなくなることが懸念されるので、南足柄市等と協力して予測評価の内容について

て担保する方策について検討する必要がある。

以上、総括的な視点から審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 大気汚染－硫黄酸化物、窒素酸化物

予測評価書案によれば、現段階では、立地企業の種類、内容が未定であるため、進出企業がボイラーを設置し、燃料としてA重油を使用するものとして、排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物が大気を汚染する程度等について予測を行っている。その結果、二酸化硫黄の日平均値の2パーセント除外値及び二酸化窒素の日平均値の98パーセント値がそれぞれ環境基準値を満足することから、周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしているが、実施区域周辺の環境や将来の土地利用を踏まえ、立地企業に対してより低硫黄分の燃料の使用、低NOx（窒素酸化物）バーナーの採用等について指導すること。

2 騒音－工場騒音

予測評価書案によれば、実施区域の西側及び南側は将来的に住宅地としての土地利用が予定されているので、造成後に立地する企業の工場騒音の影響が極力実施区域外に及ばないようにするため、立地企業に対して、十分な騒音低減対策を実施することを指導すること。

3 廃棄物－一般廃棄物、産業廃棄物

予測評価書案によれば、立地企業からは紙、厨芥等の一般廃棄物が、また、金属くず、汚泥等の産業廃棄物の発生が見込まれているが、立地企業はこれらの廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び南足柄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき適切に処理することから、実施区域周辺の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。しかし、近年、廃棄物問題は、処分場の不足や処分地の確保の困難等、大きな社会問題となっている。

したがって、発生する廃棄物を極力低減させるため、立地企業に対して廃棄物の再利用や減量化を盛り込んだ公害防止協定等を南足柄市と締結するよう指導し、その遵守に努めさせること。

4 植物、動物

予測評価書案によれば、事業実施に当たっての工場敷地内緑化については、工場立地法及び神奈川県のみどりの協定により敷地面積の20パーセント以上を緑地空間として確保し、さらに豊かな自然環境や周辺地域と調和のとれた工業団地の形成に努めるとしている。しかし、実施区域の西側及び南側は将来、住宅地となることが予定されており、また、要定川沿いの一帯は田園地帯となっているので、これら周辺地域に対する影響を和らげるため、立地企業に対して、緑化計画に当たっては工場用地外周に極力広く緩衝緑地を確保するよう指導すること。

また、この地域一帯はかながわ探鳥地50選に選定され、県内唯一のニューナイスズメの越冬地としても知られている。したがって、実施区域に計画されている公園の整備に当たっては、樹木を主体とした緑地空間や水辺を確保するとともに、自然環境に配慮した調整池の設置について検討すること。なお、緩衝緑地や公園の緑化計画に当たっては、これら鳥類に配慮した食餌木などの植栽について検討すること。

このほか、実施区域内の補助幹線道路の歩道は植栽することになっているが、市道沼田・班目線沿いの歩道には植栽の計画がないため、この緑化について検討すること。

5 景観

足柄平野からの景観は、その周囲に連なる箱根山地、丹沢山地、大磯丘陵等が展開するパノラマ的景観を呈しており、特に富士山、箱根山地など優れた景観を背景に持つ実施区域東側からの眺望について、建設される建築物が山並みのスカイラインを切るなど影響を及ぼすことも考えられるため、建築物の高さや色彩などについて検討を行い、その結果を踏まえ立地企業に対して指導すること。

また、電線類の地中化を含め、実施区域の景観の向上を図る方策について検討すること。

6 その他

(1) 地下水の汚染防止対策等について

予測評価書案によれば、立地企業については、現時点では定まっていないが、導入業種として、「知識・技術的、高付加価値の研究開発型の業種であるエレクトロニクス産業、金属機械産業及びバイオテクノロジー産業」を想定している。これらの業種は、先端技術の分野に属するものであり、多種類の化学物質や特殊材料ガスなどの使用が考えられる。また、実施区域は足柄平野の豊富な地下水の流れの上流部に位置し、実施区域を含む神奈川県西部地域は大規模地震の切迫性が指摘されるなど地震による影響が予想されている地域である。したがって、立地企業がこれら化学物質等を使用する場合には、地域の特性を踏まえ、地下水汚染や地震による二次災害の発生を防止するため、化学物質の取扱い、保管、排水・排ガス等の処理、施設の構造についての安全対策等を内容とする公害防止協定等を南足柄市と締結するよう指導し、その遵守に努めさせること。

(2) 交通問題について

予測評価書案によれば、実施区域が面する市道沼田・班目線の北側及び南側の両交差点のピーク時間交通量は、いずれも500台前後であり、特に目立った渋滞等はないとしているが、立地企業のマイカー通勤者の数によっては周辺道路の交通渋滞等を引き起こし、地域の交通安全に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、周辺道路の交通に与える影響を緩和するため、立地企業に対して従業員の公共交通機関の利用などについて指導すること。